

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない環境を作るために、授業やホームルーム、特別活動などの機会を捉えて生徒の自覚を促す。
- (2) いじめられた生徒を守り、学校全体が一丸となって組織的に取り組み、解決を図る。
- (3) 保護者や地域、関係諸機関と連携し、未然防止や早期対応を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ問題への基本的な考え方」にのっとり、保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図る。また、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止、早期発見に向けた年間計画や生徒指導方針を決定する。
- いじめへの対処を行い、被害生徒を保護するとともに、加害生徒の指導方針を検討する。

ウ 会議

各学期に1回の定例会議を実施する。また、いじめの兆候等があった場合はすみやかに臨時の会議を招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務総務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、学年主任（1年、2年、3年）、養護教諭、特別支援コーディネーター

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動の未然防止や早期解決に向けた学校の取り組みについて、助言・支援することを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止や早期発見に向けた学校の取組に関する助言・支援。
- いじめが発生した際の被害生徒、加害生徒への対処方法、再発防止等に関する助言・支援。

ウ 会議

年2回、開催する。また、いじめの兆候などがあった場合には臨時に招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、学年主任（1年、2年、3年）、特別支援コーディネーター、学校運営連絡協議会協議員（2名）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 定期的に生徒がいじめについて深く考え、いじめは許されないことを理解できるようホームルームにおいて、いじめ防止に向けた実態把握調査を各学期に最低1回以上行う。
- イ 教職員は、いち早く生徒の変化に気付くことができるように自覚を持ち、問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションを図る。さらに生徒から信頼され、相談されやすい教職員として、生徒との人間関係を構築する。
- ウ 学校サポートチームを設置して、いじめの問題について、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。
- エ いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みを、教職員が確実にできるようにするため、いじめ総合対策（東京都教育委員会 令和3年2月）を活用して校内研修を行う。
- オ セーフティ教室を年3回行い、自他の生命や人権を尊重する指導を実施する。また、ホームルームにおいて、いじめを生まない、許さない学校作りについて、話し合う時間を持ち、いじめに関する理解を深めさせる。

(2) 早期発見のための取組

- ア 学期に1回以上、生活意識調査といじめ実態調査を実施し、いじめの兆候、生活の変化など生徒一人一人の行動をきめ細かく捉える。また、それらの情報を全ての教職員が円滑に情報共有するため、記録ファイルを作成する。
- イ 生徒がスクールカウンセラーへ気軽に相談できる環境を作るため、入学早々に一学年生徒全員がスクールカウンセラーとの面接を実施する。また、目安箱を設置

し、より相談しやすい環境を作る。

ウ 年に3回面接週間を設定し、学級担任は生徒と面談を行い、本人のことやクラス内の人間関係、部活動をはじめとした学校内での人間関係について把握する。また、把握した内容は、学年会、学校いじめ対策委員会に報告し、問題が生じた場合は、組織で対応する。

エ 全教職員は、校内巡回などを実施し、行動観察をしながら生徒の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめの問題に関する内容を解決するための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有する。

イ いじめを把握した場合、学校いじめ対策委員会を開催し、情報の共有を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、また周囲生徒へのケアについて、教職員の役割を明確にし、迅速で組織的な対応をする。

ウ 被害生徒の安全確保と心理的なストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーや相談センターなどを活用して、被害生徒やその保護者のケアを行う。

(4) 重大事態への対処

ア いじめの被害を受けた生徒が学校に登校できることを最優先とする。いじめをした加害生徒を早急に特定し、いじめを止めさせ再発防止に努める。加害生徒には、指導方針を決定し、速やかな措置を取る。

イ いじめを伝えた生徒には、教職員同士の情報共有による見回り、積極的な声かけを通して、学校内外における安全を確保する取り組みを徹底して行う。また、保護者との緊密な連携を図り、登下校時の送迎などを依頼することもある。

エ 生徒の被害が拡大しないように、教職員が間断なく見守る体制を構築する。また、被害生徒の情報共有を必ず朝、夕に2回以上実施する。

オ スクールカウンセラーと教職員との情報共有や、スクールカウンセラーと被害生徒との面談を積極的に実施する。また、被害を受けた生徒の保護者のケアも併せて実施する。

カ 学校は、重大事態の発生などが生じた場合、速やかに西部学校経営支援センターへ報告し、学校と教育委員会が一体となって対応する。

キ 学校は、重大事態の発生が生じた場合、西部学校経営支援センターと連携協力の

下、事案の状況や学校の対応について、必要に応じて緊急保護者会を開催する。その際、個人情報に十分配慮し、憶測の誤った情報が保護者間で広がり、事態が混乱しないように配慮する。

5 教職員研修計画

- (1) 企画調整会議、職員会議で生徒の行動や状況を学年主任、学級担任より報告させ、教職員間で情報の共有を図る。
- (2) スクールカウンセラーから学期に1回以上、生徒の相談傾向や状況について、報告を受け、今後の指導方法や配慮すべき点について研修を受ける。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T Aに情報提供を行い、被害生徒、加害生徒の保護者に対して働きかけ、積極的な連携と協力を依頼する。
- (2) 生徒会活動の中で、「いじめのない、落ち着いて安心して学べる学校」をPRするため、生徒による門立ちやポスター作成などを行う。

7 地域及び関係機関や団体などとの連携推進の方策

- (1) 近隣の小学校、中学校と定期的な情報交換を実施する。
- (2) 学校評議員、町内会役員、保護司、民生委員、警察署（生活安全課、補導委員）、児童相談所などと信頼関係を築く。
- (3) 深刻ないじめの原因の一つとして、被害生徒や加害生徒の家庭に児童虐待があると疑われる場合には、速やかに児童相談所などの福祉機関へ管理職を通して連絡する。
- (4) 被害生徒に対する暴行や、金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合は、被害生徒を守るとともに、周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談及び通報を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生活意識調査、いじめ実態調査を学期に1回以上行い、いじめ件数の統計をとり、学校運営連協議会にて学校評価の一つとする。
- (2) 学校経営報告にまとめたデータを報告する。